

みよし市居宅介護支援事業所新設補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

みよし市長 小 山 祐

みよし市居宅介護支援事業所新設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内において居宅介護支援事業を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）を新たに開設する法人に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(補助金の目的)

第3条 この補助金は、居宅介護支援事業所の新設に要する経費の一部を補助することにより、本市における介護支援専門員の人材不足を解消し、適切な介護支援の提供体制の構築を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、本市において居宅介護支援事業所を開設する法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該居宅介護支援事業所について、法第46条第1項に規定する指定を受けていること。
- (2) 当該法人及びその代表者が、市税等の滞納をしていないこと。
- (3) 当該法人が、みよし市暴力団排除条例（平成24年みよし市条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと及び当該法人の役員が同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと並びに当該法人又はその家族が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 当該居宅介護支援事業所を継続して市内で5年以上開設する見込みであること。この場合において、起算日は、法第46条第1項に規定する指定の効力が発生する日（以下「開設日」という。）とする。
- (5) 市内において過去に1度も居宅介護支援事業を実施していないこと。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う居宅介護支援事業所新設事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、当該居宅介護支援事業所の開設日前6月間に要した経費であって、次に掲げる費用とする。ただし、他の公的な補助制度により補助金等の交付の対象となった経費がある場合は、当該経費に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る。）
- (2) 役務費（保険料、通信運搬費、広告費及び手数料に限る。）
- (3) 使用料及び賃借料
- (4) 備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）
- (5) 工事請負費（執務室整備に必要な範囲に限る。）

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(交付申請兼実績報告)

第8条 規則第3条に規定する補助金の交付申請及び規則第11条に規定する補助事業の実績報告は同時にすることができるものとし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、居宅介護支援事業所の開設後速やかにみよし市居宅介護支援事業所新設補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支報告書（様式第2号）
- (2) 支出を確認できる書類
- (3) 法人及びその代表者の市税の完納を証する書類

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、みよし市居宅介護支援事業所新設補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の条件)

第11条 市長は、規則第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる場合に該当したときは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させる旨の条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる居宅介護支援事業所を開設後5年に満たない間において廃止したとき。

(2) 法第84条第1項の規定により補助金の交付の対象となる居宅介護支援事業所に係る法第46条第1項の指定を取り消されたとき。

(返還金)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が前条に規定する条件に違反したとして、規則第14条の規定に基づき補助金を返還させる場合には、居宅介護支援事業所の開設日から起算して当該居宅介護支援事業所を廃止した日又は当該居宅介護支援事業所に係る指定を取り消された日までの期間に応じて次の表に定める割合の返還金を返還させるものとする。この場合において、返還金の算出金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

開設日から廃止日又は取消日までの期間	返還金
1年未満	全部
1年以上2年未満	補助金の額の5分の4
2年以上3年未満	補助金の額の5分の3
3年以上4年未満	補助金の額の5分の2
4年以上5年未満	補助金の額の5分の1

(の責務)

第12条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 市民を優先して居宅介護支援を実施する。

(2) 居宅介護支援を提供する範囲は、市内全域を含めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。